

1

基準概要

これまで、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要としておりましたが、今後は、これらに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

これまで

「交替運転者の配置基準」

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

※上記の基準は、今後も引き続き適用されます

今後これらに加えて

※一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務の乗務距離の上限(670km)は廃止

貸切バスの交替運転者の配置基準（平成25年8月1日より適用）

		1日		
		昼間 ^{2.(1)}	夜間 ^{2.(1)}	
ワンマン運行の上限	運転時間 ^{4.}	原則一運行9時間まで* 週2回まで一運行10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度) ^{4.(1)}	一運行9時間まで* ^{4.(1)}	原則1日9時間まで* 夜間ワンマン運行を行う場合を除き、週2回まで1日10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度) ^{4.(1)}
	実車距離 ^{3.}	原則 一運行500kmまで ^{3.(2)} 〔以下の条件を満たした場合〕 昼間は、600kmまで ○条件 ・運行途中で1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可) ^{3.(2)(2)} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)}	原則 一運行400kmまで ^{3.(3)} 〔以下の条件を満たした場合〕 夜間は、500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休息を確保しており、一運行の乗務時間が10時間以内又は運行途中に連続1時間以上の休息を確保 ^{3.(3)(2)(3), (3)(5)} ・運行指示書上、実車2時間ごと*に20分以上の休憩を確保 ^{5.(4)(1)} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休憩を挟んでも1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで ^{3.(4)} 〔以下の条件を満たした場合〕 当該合計は週2回まで600km超が可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}
	連続乗務回数 ^{6.}	—	連続4夜まで ^{6.(2)} (実車距離400km超は連続2夜まで)	—
	連続運転時間 ^{5.}	高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで* ^{5.(2)(1)~(2)}	実車運行区間で概ね2時間まで* ^{5.(4)}	—
	休憩時間 ^{5.}	運転時間4時間毎に合計30分以上 ^{5.(3)} 〔実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可)〕 ^{3.(2)(2), 5.(5)}	実車運転概ね2時間毎*に連続15分以上 ^{5.(4)} (実車距離400km超は実車運転概ね2時間毎*に連続20分以上)	—

*...運行指示書による運転者に対する指示がされていることを求めるもの。

□...箱内の数字は本解説書における記載箇所を指す。